

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

立川市駐車場条例（昭和47年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（駐車の範囲） 第6条 ……略…… 2 立川市北口第一駐車場にあつては、第1項第1号イ及びウの<u>定め</u>にかかわらず、2輪自動車であっても利用することができる。 （駐車料金） 第7条 ……略…… 2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第3に<u>定める</u>定期駐車料金をもって、自動車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券を発行することができる。 3～5 ……略…… （駐車料金の減免） 第8条 駐車料金は、第6条第1項第2号及び第3号に<u>掲げる</u>自動車を使用するときは、第7条第1項の規定にかかわらず、免除する。 2 ……略…… （駐車の拒否） 第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用を拒否することができる。 (1)～(3) ……略…… (4) 前3号に<u>掲げる</u>もののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。	（駐車の範囲） 第6条 ……略…… 2 <u>立川市緑川第四駐車場及び立川市北口第一駐車場</u>にあつては、第1項第1号イ及びウの<u>規定</u>にかかわらず、2輪自動車であっても利用することができる。 （駐車料金） 第7条 ……略…… 2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第3に<u>掲げる</u>定期駐車料金をもって、自動車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券を発行することができる。 3～5 ……略…… （駐車料金の減免） 第8条 駐車料金は、第6条第1項第2号及び第3号に<u>規定する</u>自動車を使用するときは、第7条第1項の規定にかかわらず、免除する。 2 ……略…… （駐車の拒否） 第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用を拒否することができる。 (1)～(3) ……略…… (4) 前3号に<u>定める</u>もののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(行為の禁止)

第11条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
立川市緑川第五駐車場	立川市曙町3丁目19番22号
……略……	……略……

別表第3 (第7条関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
立川市緑川第五駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円
		1台につき30分を超え30分までごと	120円
…略…	…略…	……略……	…略…

備考

……略……

(行為の禁止)

第11条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
立川市緑川第四駐車場	立川市曙町2丁目26番13号
立川市緑川第五駐車場	立川市曙町3丁目19番22号
……略……	……略……

別表第3 (第7条関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
立川市緑川第四駐車場	自動車	1台につき30分以内	200円
	一般駐車	1台につき30分を超え30分までごと	200円
	2輪自動車	1台につき60分以内	100円
	一般駐車	1台につき60分を超え60分までごと	100円
立川市緑川第五駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	120円
		1台につき30分を超え30分までごと	120円
…略…	…略…	……略……	…略…

備考

……略……

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。